

令和6年度 宇部市就学援助制度について（私立学校等用）

就学援助制度とは、小中学校に就学し、経済的な理由で学用品等の購入が困難な、児童・生徒の保護者に対して、その費用の一部を市が援助する制度です。

就学援助費の認定要件

（①～④のいずれかに該当する場合で、申請をされた方）

- ① 宇部市以外が設置する小中学校等に就学する児童生徒の保護者で宇部市に居住している方
- ② 令和5年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた方
- ③ 同居者全員の所得が、教育委員会の定める基準額の1.3倍未満の方
※2月～5月の申請者は令和4年中の所得、6月以降の申請者は令和5年中の所得で判定を行います。
- ③ 経済的理由により生活状態が悪く、就学困難と認められる方
※生活保護費（教育扶助）受給者は申請不要で、修学旅行費のみ援助します。
※就学援助を希望される方は、毎年度申請が必要です。

申請の手続きについて

（1）申請受付開始日 令和6年2月1日（木）

- ※ 7月末までに申請して認定となった方は、4月分から援助の対象となります。
- ※ 8月以降に申請して認定となった方は、申請月から援助の対象となります。
- ※ 令和6年度の入学準備金の入学前支給を申請して認定となった方は、令和6年度の就学援助費の支給についても認定となりますので、申請書の提出は不要です。

（2）申請方法

申請は、原則オンラインで受け付けます。ただし、オンライン申請が困難な方のために、窓口申請も受け付けます。また、オンライン申請の対象者に含まれない方は窓口申請になります。

①オンライン申請（原則）

<対象者>

5月末日までに申請される方

令和5年1月1日に宇部市に住民票があった方（同居者含む）

6月以降に申請される方

令和6年1月1日に宇部市に住民票があった方（同居者含む）



オンライン申請はこちら

②窓口申請 教育委員会教育総務課（市役所4階 窓口A）

- ※ 郵送での受付は行っておりません。
- ※ 申請書は教育委員会教育総務課、宇部市ウェブサイトにあります。

（3）窓口での申請に必要なもの

- ①印鑑（認印で可） ※保護者（申請者）本人による自署の場合は不要
- ②保護者（申請者）名義の通帳等、振込する口座番号のわかるもの
- ③借家・アパート等にお住まいの場合は家賃金額のわかるもの（正確な金額を把握している場合は不要）
 - 5月末日までに申請される方
令和5年1月1日に宇部市に住民票がありましたか？（同居者含む）
あり→所得証明書は不要です。（所得情報が確認できない場合は、市役所市民税課への申告が必要）
なし→令和5年度所得証明書が必要です。（令和5年1月1日に住民登録のあった自治体で発行されます。）

※平成16年4月1日までに生まれた方は、無収入でも所得証明書が必要です。

- 6月以降に申請される方

令和6年1月1日に宇部市に住民票がありましたか？（同居者含む）

あり→所得証明書は不要です。（所得情報が確認できない場合は、市役所市民税課への申告が必要）

なし→令和6年度所得証明書が必要です。（令和6年1月1日に住民登録のあった自治体で発行されます。）

※平成16年4月1日までに生まれた方は、無収入でも所得証明書が必要です。

就学援助費で支給されるもの（私立学校の場合）

種類	援助内容等
学用品費	定額（学校で集金される教材費と同額ではありません。）
入学準備金	定額（新一年生で4月1日付認定者が対象。） 入学準備金を入学前支給された方には重複しての支給はありません。
修学旅行費	実費（限度額あり。修学旅行に参加した時点での認定者が対象）
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	交通費・見学料の実費（限度額あり。校外活動（宿泊を伴うもの）に参加した時点での認定者が対象）

結果通知・支給方法について

結果の通知は、提出された書類及び同居者全員の所得情報等により審査を行い、申請月の翌月末頃に郵送します。

認定・否認の結果について、電話等でのお問い合わせにはお答えできません。

認定後の就学援助費は、申請書に記入された口座に振り込みます。

認定となる所得の目安について

（参考 令和5年度）

下表は基準額に基づく年間総所得の目安です。

同じ世帯人数でも、年齢構成等により認定となる所得は変わります。

	(例1) 4人世帯 <父38歳、 母35歳、子9歳、子4歳>	(例2) 2人世帯 <母30歳、子6歳>
借家の場合	3,390,000円未満	2,350,000円未満
持家の場合	2,970,000円未満	1,930,000円未満

※借家の家賃は40,000円/月で計算しています。家賃の金額によって認定となる所得は変わります。

※年間総所得は給与所得控除等の必要経費を差し引いた金額です。

※教育委員会が定める基準額は、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる基準額により変更する場合があります。